

この事業で整備した緑の維持管理費用を一部助成しています！

【維持管理】助成の要件

(民間保育所・学校等緑地維持管理助成事業)
本パンフレットの緑化整備費助成又は、平成26年度以降に「横浜市民間保育所・学校等緑化助成事業要綱」に基づく助成を受けて整備したみどりの維持管理費のみが対象です。

対象経費

維持管理のための資材購入費

当該緑地の維持管理に要する備品、消耗品購入費(土、肥料、種子、苗、散水用具、せん定用具、病虫害防除用具、清掃用具等)

※申請時には、見積書の提出が必要になります。

次のいずれか少ない額

- 対象事業費の1/2
- 1年度の上限5万円

助成を受けて整備した緑の維持管理費用の一部助成をしています。



Q & A 助成事業について

Q 花や野菜は助成の対象になりますか？ **A** 菜園や花壇の植栽基盤の整備、1年生植物の苗購入費が対象となります。

Q 整備後の維持管理の義務はありますか？ **A** 助成金額確定通知日から最低5年間は、良好に育成管理していただくことが助成の条件となります。故意に撤去した場合等、助成金の返還を求める場合があります。

Q 学校のPTAや保護者、町内会などの地域団体が申請することはできますか？ **A** 申請は、保育所又は学校等の設置者にお願ひしてください。

Q 同一施設で緑化内容が違う場合は、分けて申請してもいいですか？
Q これまで助成を受けた施設が、再度助成を受けることができますか？ **A** 緑化内容が違う(新たに緑を増やす)のであれば、年度を分けて申請することができます。ただし、同一施設は、1年度あたり原則1回(整備は最大100万円まで)の申請しかできません。同様に、これまで助成を受けた施設についても、緑化内容が違う(新たに緑を増やす)のであれば、再度助成を受けることができます。

Q 園庭・校庭芝生化の方法について詳しく知りたいのですが。 **A** 芝生の整備についてまとめた「校庭・園庭芝生整備マニュアル」と整備後の維持管理についてまとめた「校庭・園庭芝生管理マニュアル」を作成しましたので、是非ご利用ください。横浜みどりアップ計画「保育園・幼稚園・小中学校での緑化のページ」で公開しています。

募集期間 毎年度4月1日～翌年1月31日

※申請内容が予算の範囲を超えた時点で、受付を終了いたします。
※維持管理助成は、希望する各年度で申請をしてください。

【相談・お問合せ】

公益財団法人横浜市緑の協会 緑化推進課
電話:045-228-9428 FAX:045-641-0821
メール:ryokka@hama-midorinokyokai.or.jp

民間保育園・幼稚園・小中学校等への緑化助成ホームページ

(申請書等はここからダウンロードできます)



2024年4月発行

※申請等で窓口へお越しになられる際は、なるべく事前に電話等で連絡をお願いします。

民間保育所や私立幼稚園、小中学校の皆様へ

最大
100万円

緑化

助成金制度をご活用ください



横浜みどりアップ計画

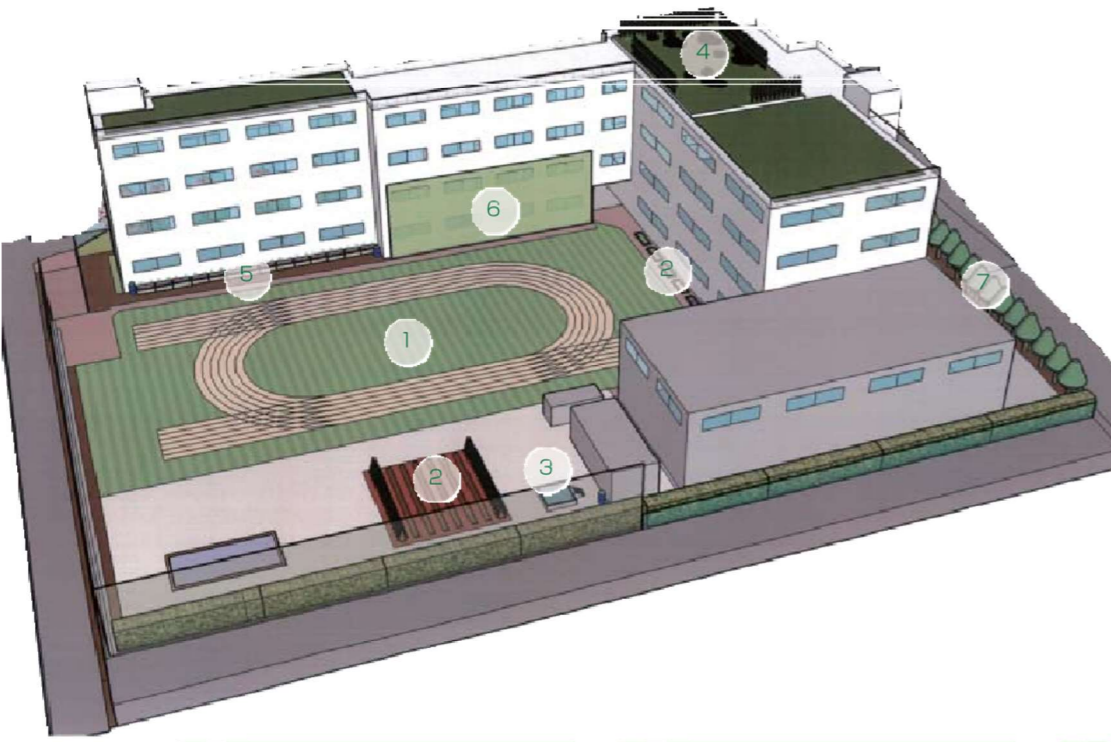


保育所・幼稚園・小中学校等を緑でいろどってみませんか？

「園庭・校庭を芝生化したい」「新しく花壇を作りたい」「ビオトープを作って生き物の観察をしたい」など民間の保育所・幼稚園・小中学校等での緑化整備を助成しています。

助成を受けることができる緑化整備の例

| | | |
|--|--|--|
| <p>1 園庭・校庭芝生化</p>  <p>園庭、校庭の芝生化</p> | <p>2 地植えの緑化</p>  <p>地植えの花壇や菜園、緑地帯、緑のカーテンの整備</p> | <p>3 ビオトープの整備</p>  <p>生物の生育空間となる水辺や緑地の整備</p> |
|--|--|--|



4 屋上緑化



樹木や芝等による屋上の緑化

| | | |
|---|---|---|
| <p>5 プランターによる緑化</p>  <p>プランターによる緑化</p> | <p>6 壁面緑化</p>  <p>建築物の外壁面の緑化</p> | <p>7 樹木による緑化</p>  <p>樹高1m以上の樹木の植栽</p> |
|---|---|---|

【緑化整備】助成の要件 (民間保育所・学校等緑化助成事業)

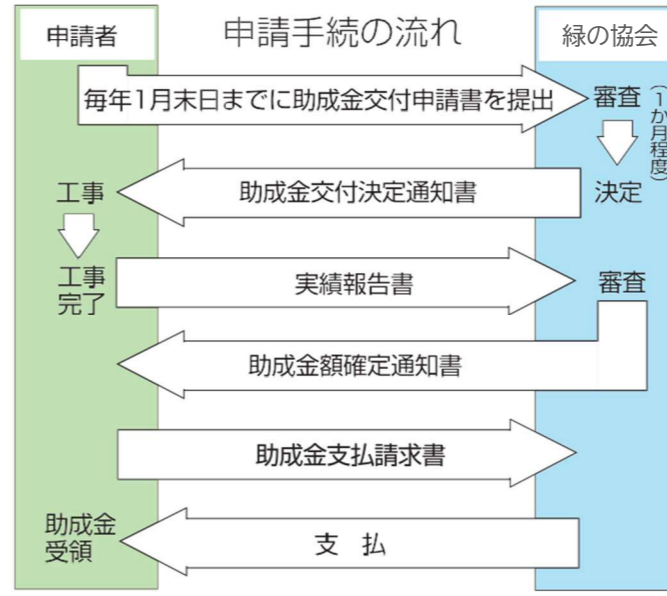
- 施設を利用する子どもが容易に触れることができる又は、視認できる場所であること。
- 施設敷地内で屋外の緑化を新たに行おうとする面積が合計10㎡以上であること。
(既存緑地の再整備の場合は、緑の面積が増える整備であれば対象となります。)
- 申請する年度内(3月中旬まで)に施工が完了可能であること。
- 法令等に基づき行う義務的な緑化でないこと。

助成の対象

| 緑化項目 | 内容 | 緑化項目ごとの上限額 |
|------------|-------------------------|------------------------------|
| 園庭・校庭芝生化 | 園庭、校庭の芝生化 | 10,000円/㎡ |
| 地植えの緑化 | 地植えの花壇や菜園、緑地帯、緑のカーテンの整備 | 20,000円/㎡ (菜園は1万円/㎡) |
| ビオトープの整備 | 生物の生育空間となる水辺や緑地の整備 | 40,000円/㎡ |
| 屋上緑化 | 樹木や芝等による屋上の緑化 | 40,000円/㎡ |
| プランターによる緑化 | プランターによる緑化 | 40,000円/㎡ |
| 壁面緑化 | 建築物の外壁面の緑化 | 20,000円/㎡ |
| 樹木による緑化 | 樹高1m以上の樹木の植栽 | 高 木50,000円/本 中 木15,000円/本 |

対象経費

| | | | |
|--------|---------------------------------|----------------|---------------------------|
| 本工事費 | 緑化に係る基盤整備費、緑化資材の購入費、植栽工、土壌改良工等 | 本工事費 ×30%まで | 緑化項目ごとの 助成上限額 のとおり |
| 付帯経費 | 支障物件の移設、調査・設計費等 | | |
| 諸経費 | 品質管理、安全管理費等 | | |
| 備品等購入費 | 維持管理用備品類の購入費(芝刈機、散水用ホース、スコップなど) | | |
| 合計(税込) | | | 100万円まで (1申請あたり10万円以上) |



- ### 助成を受けた方へのお願い
- 助成を受けて整備した緑地には、当該事業の助成を受けて整備したことを表示するプレート等を設置していただきます。
 - 助成事業実施後、最低5年間は当該緑地を良好に保全してください。なお、整備の助成を受けた年度から当該緑地の維持管理に関する備品資材購入費の一部を助成する制度がありますので、あわせてご活用ください。
 - 整備された緑地が良好に保全されていることを確認するため、整備後5年間は年1回現地状況を写真等で報告していただきます。
 - いただいた写真は、本助成事業の普及啓発や横浜みどり税の使途の周知のため、広報誌やホームページ等で使用することがありますので、ご了承ください。

